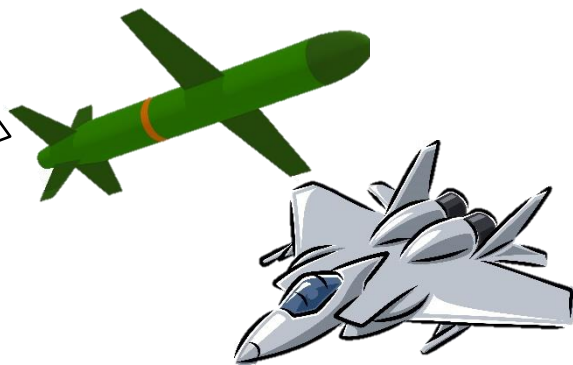




憲法施行から 77 年！

2024年5月3日、77回目の「憲法記念日」を迎えました。今年は世界の50カ国以上で大統領選や国政選挙が行われます。11月にはアメリカで大統領選挙が行われます。世界の行く末を左右する「選択の一年」と言われており、無関係ではられません。

そのような中、日本では、自民党の政治資金パーティーを巡る「裏金問題」で騒がれている中で、反撃能力の名のもと、巡航ミサイル「トマホーク」の配置や戦闘機の輸出を求める閣議決定が行われるなど、憲法改正に向けて動き始めています。



TOKYO MAIL NEWS No. 262 / 2024.4.6

交渉ダイジェスト
4月5日開催 東地申第51号

「JR東日本輸送サービス労働組合の運動の委縮を目的とした支配介入による不当労働行為を直ちに止め、大崎営業統括センター所属組合員に対する訓告処分撤回を求める申し入れ」に対する団体交渉を行う！

交渉の特徴点

- 処分撤回の組合員が認められるとは何か。
- 許可された範囲ではない範囲で使われているのは報告事項である。
- 労務本部の方向性や意向を把握する。
- 勤務時間内に指示権を行使する。
- 便宜供与されている会議等に呼び込み行為。（声をかける場所は便宜供与しない）
- 分会長として現場と話をすること。
- 処分を撤回させる。
- 撤回しない、本人が撤回しているかどうかは、主張したことが問題である。

✓ **憲法28条団結権の侵害！**

不当労働行為・団結権の侵害を通告！
労働協約に則った解決を目指す！

輸送サービス労働運動の創刊！ 団結権の侵害！
不当労働行為を許さず、自分の権利を求めていこう！

を回り、告発文に関する内容の実態把握と調査を行っています。

2024.4.23
ホームページに「告発文」が届く！
社友会懇親会での不適切行動に関して

2024.4.24
「脱退パワハラ訴訟」 控訴審
「控訴棄却」 一審判決を維持！

憲法はJR東日本においても無縁ではありません。労働組合の活動も憲法28条「労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）」が保障されている中、職場では具体的に業務を阻害することのない正当な組合活動に対して「規制」と「処分」が行われています。

脱退パワハラ訴訟では、JR東日本での不当労働行為が認定され、各職場でも脱退勧奨が行われた可能性が高いことが認められました。その他にも、アルハラやパワハラが横行するなど、社内では「憲法」よりも「企業の掟」が優先され、人権侵害や差別が蔓延しています。

私たち「輸送サービス労働組合」は、企業犯罪を根絶し、差別のない健全なJR東日本を取り戻すために、今後も運動を推し進めていきます！

私たちの「選択」と「行動」によって、この先の未来がつくり出される！

日本国憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三原則を柱としています。憲法とは「国民の権利や自由を守るために、国や政治権力を縛るためのもの」で、国の「最高法規」です。憲法を守る主体は私たち一人ひとりであり「不断の努力」が必要です。憲法記念日に暮らしと深くつながる「憲法」について考えてみませんか。